

山口県吹奏楽連盟細則

山口県吹奏楽連盟理事長

山口県吹奏楽連盟規約第25条により、本規約の施行に必要な細則を次のように定める。

第1項（事務局の場所）

本連盟の事務局を、山口県立防府西高等学校に置く。

（〒747-1232 山口県防府市大字台道36番地1

電 話 0835-32-3560

FAX 0835-32-3561）

第2項（会 費）

1 本連盟の会費を次のように定める。

① 団体が加盟するときは、加盟費として10,000円、及び年会費。

② 団体が継続して加盟するときは、年会費として13,000円。ただし、小学校については、10,000円。

③ 個人が会員として加盟するときは、年会費として5,000円。

2 本連盟の役員については、個人会費を徴収しない。

○付 則

1. 本細則は、平成18年4月21日より施行する。

1. 本細則は、平成26年4月21日より施行する。

1. 本細則は、平成31年4月25日より施行する。

部局に関する細則

山口県吹奏楽連盟理事長

山口県吹奏楽連盟規約第24条により、部局について次のように定める。

第1項（部局）

本連盟の事務局に、次の部局をおく。

- 1 総務部・・・主として渉外及び事務に関すること。
- 2 事業部・・・事業の運営に関すること。
 - ①第1事業部・・・吹奏楽コンクールの運営に関すること。
 - ②第2事業部・・・アンサンブルコンテストの運営に関すること。
 - ③第3事業部・・・マーチングコンテスト及び小学校バンドフェスティバルの運営に関すること。
 - ④第4事業部・・・講習会等の育成事業及び本連盟ホームページの管理に関すること。
 - ⑤第5事業部・・・主管事業及び記念事業に関すること。
- 3 財務部・・・本連盟の会計に関すること。

第2項（部局の構成）

部局の構成は、常任理事会が審議し、設置する。

第3項（部局の構成員）

- 1 部局の構成員は、役員及び常任理事会が承認した者とする。
- 2 部局の構成員は、常任理事会が承認し、理事長が任命する。

第4項（部局会議）

部局の会議は、部局の長が要請し、理事長が招集する。

○付 則

1. 本細則は、平成18年4月21日より施行する。

財務に関する細則

山口県吹奏楽連盟理事長

山口県吹奏楽連盟規約第25条により、財務について次のように定める。

(規定の目的)

第1項 本細則は、山口県吹奏楽連盟（以下、本連盟という）の財務を合理的かつ適正に執行することを目的とする。

(適用範囲)

第2項 本細則の適用範囲は、本連盟規約及び本細則の定めることによる。

(会計区分)

第3項 本連盟の会計は、一般会計及び特別会計に区分する。

(会計年度)

第4項 本連盟の会計年度は規約第22条による。

(帳簿書類の保存及び処分)

第5項 会計に関する帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- 1) 予算書類・決算書類 5年
- 2) 会計帳簿・伝票、証票書類 5年
- 3) その他の書類 3年

2 前項の保存期間は、帳簿等閉鎖の時から起算する。

3 保存期間経過後の帳簿及び書類の廃棄については、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(会計伝票の発行)

第6項 会計伝票はその取引が正当であり、計算が正確であることを証する証票書類に基づいて発行しなければならない。

(予算の執行)

第7項 役員は、総会により議決された予算にもとづき、所管事項に対し適正な執行に努めなければならない。

2 財務部長は、予算執行の全般について、適正な管理をしなければならない。

3 予算に定められた金額は原則として定められた目的以外に使用し、または流用してはならない。ただし、やむを得ない事由により目的外を必要とするときは、財務部長は事務局長を経て、理事長の決裁を得るものとする。

第8項 物品の購入等に関わる費用については、必要とする役員が財務部主任に申告、財務部長及び事務局長の了承を得た後に、購入等の行為をした上で、支出に関わる証票等を、財務部長に提出しなければならない。

2 財務部主任は、財務部長の了承を得て、金銭の支出を速やかに行わなければならない。

(支出の専決)

第9項 1万円以下の支出については、財務部主任が支出について決裁できる。

2 5万円未満の支出については、財務部長または事務局長が決裁できる。

3 5万円以上の支出については、財務部長及び事務局長の了承を得た上で、理事長が決裁する。

(専決事項の報告)

第10項 前条に基づき専決した事項について、財務部長は直近の常任理事会に報告しなければならない。

○付 則

1. 本細則は、令和 3年9月27日より施行する。